岩手県公安委員会告示第7号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨届出があった。

平成30年6月1日

岩手県公安委員会

委員長 高 橋 真 裕

運転免許取得者教育を	運転免許取得者教育に使	変更事項	内 容	
行う者の氏名又は名称	用する施設の名称		変更前	変更後
有限会社水沢自動車学	水沢自動車学校	法人の主たる事務所の	奥州市水沢区大鐘町三	奥州市水沢大鐘町三丁
校		所在地	丁目1番地	目1番地
岩手第一株式会社	第一自動車学校	法人の主たる事務所の	奥州市水沢区秋葉町155	奥州市水沢秋葉町155番
		所在地	番地	地
前沢自動車学校株式会	前沢自動車学校	法人の主たる事務所の	奥州市前沢区字河ノ畑	奥州市前沢字河ノ畑175
社		所在地	175番地	番地
株式会社江刺自動車学	江刺自動車学校	法人の主たる事務所の	奥州市江刺区愛宕字梁	奥州市江刺愛宕字梁川
校		所在地	川34番地の1	34番地 1